

藤沢市介護保険条例の一部改正について
藤沢市介護保険条例の一部を次のように改める。

2020年（令和2年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市介護保険条例の一部を改正する条例

藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び令和2年度」を削り、「21,150円と」の次に「、令和2年度においては16,920円と」を加え、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「31,020円」を「令和元年度においては31,020円と、令和2年度においては28,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「38,070円」を「令和元年度においては38,070円と、令和2年度においては36,660円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行令の一部が改正され、低所得者に係る保険料の軽減の強化がされたことに伴い、当該軽減の対象となる被保険者に係る保険料を規定する必要による。